



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
7 月 27 日 (月)
号 外
第 41 号

目 次

選挙管理委員会

○高根沢町議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第38号

令和 8 年 4 月 12 日執行の高根沢町議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、栃木県塩谷郡高根沢町 横須賀忠利 から提起された審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決した。

令和 8 (2026) 年 7 月 27 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男
裁 決 書

栃木県塩谷郡高根沢町

審査申立人 横須賀 忠利

審査申立人横須賀忠利（以下「申立人」という。）から令和 8 年 6 月 5 日付けで提起された令和 8 年 4 月 12 日執行の高根沢町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、栃木県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

第 1 審査の申立ての趣旨及び理由

申立人は、本件選挙における選挙の効力及び本件選挙における当選人小林欽一（以下「小林候補」という。）及び平石美香（以下「平石候補」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、高根沢町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和 8 年 5 月 18 日付けで行った上記異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を不服として、県委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、本件選挙を無効とする裁決及び小林候補と平石候補の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てた。

理由を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 町委員会は、申立人が異議申出書を提出した 4 月 22 日より前の 4 月 14 日に、小林候補及び平石候補に聞き取りを行ったとしており、適正な聞き取りが行われたのか疑問である。
- (2) 小林候補及び平石候補の近親者が開票立会人に選任されたことによって、選挙の公正が損なわれた。
- (3) 町委員会の開票事務において、以下の事実が認められたことは、選挙の規定に違反し、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある。

ア 受付に職員がいないため、参観人が自由に出入りしている。

イ 体育館の 2 階から開票作業を見ていた参観人がいる。

ウ 職員が持ち場を離れて怪しい動きをしている。

エ 選挙立会人が（開票中に）場外で電話をしていた。

オ 開票に異常に時間がかかっている。

カ 開票職員 50 人が予備の投票用紙を使って用紙をすり替えているのではないかと。

キ 開票作業を録画していないため、不正が行われていないという証拠がない。

第 2 審査の申立ての経緯等について

申立人は、令和 8 年 4 月 22 日付けで本件選挙の効力について異議を申し出たが、町委員会は異議の申出に係る処分、趣旨及び理由が明確に記載されていなかったことから、同月 23 日付けで補正を命じ、同日申立人から補正書が提出された。

町委員会は、補正後の異議の申出にかかる内容を審理し、選挙を無効とする理由及び当選を無効とする理由はないとして、同年 5 月 18 日に異議の申出を棄却した。

第 3 審理の経過について

県委員会は、本件審査の申立てを適法なもの認め、令和 8 年 6 月 5 日にこれを受理した。

審理に当たっては、公職選挙法（以下「法」という。）第216条第2項において準用する行政不服審査法（以下「行審法」という。）の各規定に基づき、利害関係人の審理への参加を求めるとともに、町委員会に弁明書及び物件の提出を求め、当該弁明書を申立人に送付し反論書を提出する機会を付与し、さらに、利害関係人には書面により質問するなど、以下のとおり審理を進めた。

- 6月5日 申立人から審査申立書を受領
- 6月24日 本件審査申立ての処理方針を決定
 - 同日 本件選挙の候補者の小林候補及び平石候補並びに本件選挙の選挙長である大野輝幸（以下「大野選挙長」という。）に審理手続への参加を求めた。
 - 同日 町委員会に弁明書、物件（開票事務に関する書類、選挙立会人の選任に関する書類、町委員会が定めている選挙に関する規程など）の提出を要求
 - 同日 小林候補及び平石候補に対し、選挙長に届け出た選挙立会人が親族であるか否か、親族である場合にはその続柄について質問
 - 同日 大野選挙長に対し、第1(3)アからキに記載の事項について、開票管理者として当該事実を確認しているか否か等について質問
- 6月29日 小林候補から質問への回答を受領
- 6月30日 平石候補から質問への回答を受領
- 7月1日 町委員会から弁明書及び物件を受領
 - 同日 大野選挙長から質問への回答を受領
 - 同日 申立人及び参加人に弁明書を送付し、反論書又は意見書の提出の機会を付与
- 7月13日 申立人から反論書を受領し、7月14日町委員会及び参加人に反論書を送付
- 7月22日 申立人から反論書に関する追加書類を受領
 - 同日 裁決の審議

第4 町委員会の弁明及び申立人の反論の内容

内容を要約すれば、以下のとおりである。

1 町委員会の弁明の内容

町委員会は、4月24日に小林候補と平石候補に選挙立会人が親族であるかについて聞き取りを行ったが、決定書には4月14日に行った旨を誤って記載した。記載の誤りについては、5月20日に覚知し、5月22日に申立人に口頭で説明した。

選挙立会人については、法の規定に基づき選任しており、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定など当選人の決定手続に関しても違法な点はないことから、小林候補と平石候補の当選が無効であるという申立人の主張には理由がない。

申立人が主張する開票事務における手続上の不備等について、申立人の主張には具体性に欠けるものも含まれており、仮に手続上の不備があったとしても、開票作業及び結果に影響を及ぼすものではないことから、選挙を無効とする要件には該当しない。

2 申立人の反論の内容

町委員会は、候補者の親族が選挙立会人となっていたこと、申立人が主張する開票事務が適正に行われていない点（第1(3)アからキ）を認めているにもかかわらず、選挙の公平性や信頼性は損なわれていないとして、本件審査申立てを棄却する裁決を求めることは容認できない。

町委員会は、申立人に対し、本件選挙における開票作業及び選挙立会人の選定において公平性かつ信頼性が損なわれていないという明確な根拠を示すべきである。

第5 県委員会が認定した事実と判断

1 認定した事実

町委員会から提出された弁明書及び物件、町委員会、大野選挙長、小林候補及び平石候補への質問に対する回答などから以下の事実を認定した。

なお、本件選挙は選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、法第79条第1項の規定に基づき開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行われた。このため、同条第3項の規定により、開票管理者又は開票立会人は選挙長又は選挙立会人をもって充てられていたことから、以下の記述において、特にことわりのない限り、「開票管理者」は開票管理者に充てられた選挙長を、「開票立会人」は開票立会人に充てられた選挙立会人をいうものである。

(1) 選挙長の選任

本件選挙の選挙長は令和8年3月1日開催の町委員会において、本件選挙の選挙権を有する大野選挙長が選任され、同年4月7日付けで告示された。あわせて、開票の事務を選挙会場において併せて行うことが決定され、同日付けで告示された。

(2) 選挙立会人の選任

本件選挙の候補者17人中11人から選挙立会人の届出があったことから、大野選挙長は11人の資格要件を確認したうえでくじにより10人を選挙立会人に選任した。選任された選挙立会人のうち、申立人が指摘する小林候補が届け出た小林未歩及び平石候補が届け出た平石康徳は、いずれもそれぞれの候補の親族と確認されたが、他の8人の選挙立会人と届け出た各候補者との関係性は不知である。

(3) 開票及び選挙会の事務

ア 開票事務の手順

本件選挙の開票事務は、町委員会が定めた開票事務要領に従って、開票管理者、開票立会人10人、町職員50人により、法第79条第1項に基づき、選挙会場において選挙会の事務に併せて、次の手順により行われた。

- ① 投票箱係は、各投票所から送られてきた投票箱と鍵を受領し、運んできた投票管理者と投票立会人の面前で、投票箱の施錠や封印、鍵の封筒の封印に異常がないか確認し、受領した投票箱及び鍵を開票台に置く。
- ② 開票開始の宣言に合わせ、開票係は他の係員とともにすべての投票箱を開き、開票台の上に投票を取り出し、開票台の上で混同した後すべての投票を開披し、候補者名が疑問なく書かれた投票を第1区分確認係へ、その他の投票を疑問票係へ回付する。
- ③ 第1区分確認係は、開票係から回付された投票を読取分類機にかけ、候補者ごとに区分したうえで第2区分確認係に回付し、白票や読取分類機で読み取れなかった投票は疑問票係に回付する。
投票を取り出した投票箱は、開票管理者、開票立会人及び参観人に投票が残っていないことの確認を受けた後、会場内の指定場所に集積する。
- ④ 第2区分確認係は、第1区分確認係から回付された候補者区分別の投票に混入票（他候補者への投票）、白票、疑問票（他事記載等の無効票も含む）が含まれていないかを2回確認する。混入票は正当な候補者の区分に変更し、2回確認したうえで枚数計数係に回付する。白票、疑問票は疑問票係に回付する。
- ⑤ 疑問票係は、開票係、第1・第2区分確認係から回付を受けた投票を、有効票、無効票、疑問票、按分票の4種類に分類する。明らかな有効票には「有効投票票箋」、明らかな無効票には「無効投票票箋」を付し、結束係に回付する。
個別に有効・無効の判断が必要と認められる投票については、1票ごとに「有効無効決定票箋」を付し、開票立会人に順次回付した後に開票管理者がその効力を決定し、有効と認められた投票については、結束係に回付する。また、按分の対象となる投票については、他のすべての投票の効力の決定が済んだ後、按分票の種類ごと（氏・名をそれぞれの記載ごと）に一括して当該候補者等の得票数に基づき按分の計算を行ったうえで、「公職選挙法第68条の2の規定による得点票」を付し、得票計算係に回付することとされている。しかし、本件選挙においては、いずれの投票もなかった。
- ⑥ 枚数計数係は、第2区分確認係から回付された候補者区分別の有効票を100票単位に枚数を計算し、100票未満の投票も含めて結束係に回付する。
- ⑦ 結束係は、枚数計算係から回付された候補者区分別の有効票100票束に得点票（100票）を添付結束し、100票束でないものについては得点票に投票数を記入する。
また、疑問票係から回付された有効票、無効票について、それぞれ得点票に票数を記入し、あわせて第3区分確認係に回付する。
- ⑧ 第3区分確認係は、結束係から回付されたすべての投票の得点票の記載と票数を確認し、得票計算係へ回付する。
- ⑨ 得票計算係は、第3区分確認係から回付された区分別有効票、無効票、疑問票係から回付された按分票について、得票計算表に記入（手計算）した後、得点票の「計数係印1・2」欄に押印をし、順次、開票立会人、開票管理者に回付し、開票管理者が投票の効力を決定する。

イ 開票管理者、開票立会人による投票の効力の決定

投票の効力の決定にあたっては、上記ア⑤及び⑨のとおり、すべての投票が順次、すべての開票立会人に回付され、確認のうえで押印され、最終的に開票管理者が決定する方式をとっており、開票事務は午後8時00分に開始し、午後11時50分に終了した。

開票事務には3時間50分を要しており、類似の人口規模の町議会議員選挙等の一般的な事例と比較すると、時間を要したといえる。

10人の開票立会人は、開票開始時刻には開票所内の所定の場所に着席し、開票終了時刻までその任に当たっており、一部の開票立会人が一時的に離席することはあったが、その際には、開票管理者の許可を得たうえで離席していた。すべての開票立会人は、開票管理者の指揮のもと整然と開票事務に従事しており、開票所の秩序を乱すような行動をとった者は確認されていない。

また、開票事務に従事した町職員は、担当する係に限らず、状況に応じて開票管理者の指示に従って作業が終わった係の機材の片付けなどに従事するため、持ち場を離れる時間があったことや、職員間で雑談等があったことが確認されている。

なお、開票事務は録画されていない。

ウ 当選人の決定

大野選挙長は開票事務の終了後、選挙会を開き、すべての選挙立会人の立会いのうえで、投票の点検結果により各候補者の得票総数を計算し、当選人となり得る資格要件を確認したうえで当選人を決定した。

そして、大野選挙長は、法第83条第1項の規定に基づき選挙録を作成し、全ての選挙立会人とともにこれに署名押印している。なお、法第79条第3項の規定により、開票に関する次第についても、選挙録中に併せて記載されている。

エ 参観人の状況

開票所を訪れた参観人、選挙立会人、報道関係者等の受付を行うため、開票会場に受付が設けられ、受付係が配置されていたが、当該受付係の職員は他の係も兼務していたため、開票開始時刻以降、受付を不在にすることがあった。

受付に設置した参観人名簿によれば高根沢町内に住所を有する14人が開票を参観しており、そのうち数人が、一時的に1階の参観人席ではなく開票所の2階に上がって開票事務を参観していた時間帯があったことが確認されている。

なお、参観人が開票所の秩序を乱すような行動をしたことは確認されていない。

オ 投票用紙の管理

当日投票で使用されなかった投票用紙（以下「当日残票」という。）は、開票事務開始前に、各投票区の庶務係から開票所に隣接する施設内の残票受理係へ提出され、残票受理係は、枚数計数機を使用し投票区ごとに当日残票の枚数を集計し、投票区ごとに紙で梱包した後、全ての投票区から提出されるまでの間、係員以外の者が接触できないよう、残票受理係の後方に設けられた残票置場に保管されていた。

その後、全ての投票区から提出された当日残票は模造紙で一括して梱包され、「令和8年4月12日執行高根沢町議会議員選挙残票」と記載したうえで、開票作業開始前に開票所内の投票用紙整理係へ引き継がれている。

また、期日前投票及び不在者投票で使用されなかった投票用紙（以下「期日前等残票」という。）は、投票日前日までに枚数計数機を用いて最終的な残票の枚数を計数し、町委員会書記が使用枚数を照合したうえで封筒へ封入し、投票日当日までは町委員会の金庫にて保管した後、開票事務開始前に町委員会書記から投票用紙整理係へ引き継がれている。

上記のとおり、当日残票及び期日前等残票は開票所の投票用紙整理係に集約されるが、その周辺には、選挙長、町委員会書記長及び書記が配置されており、開票事務中は、投票用紙整理係の係員以外の者がこれらの投票用紙に触れることがないよう管理され、投票用紙整理係の係員が離席する際には、町委員会書記がその役割を担うことで厳重に管理されていた。

開票事務終了後、当日残票は模造紙で梱包された状態のまま、開票管理者及び開票立会人が封印し、期日前等残票は、投票用紙整理係に引き継がれた封筒のまま開封されることなく、有効票及び無効票とともに投票用紙整理係が箱詰めし、開票管理者及び開票立会人により封印された。

本件選挙において使用された投票用紙は10,191枚、当日残票は8,954枚、期日前等残票は5,855枚であり、印刷枚数25,000枚に合致していることを町委員会書記が確認している。

2 認定した事実についての判断

(1) 選挙長の選任

大野選挙長は、法第75条第3項の規定に基づき本件選挙の選挙権を有する者の中から町委員会の議決により選任され、法施行令第81条の規定により本件選挙の告示日にその住所及び氏名が告示されているから、その選任に違法な点は認められない。

また、大野選挙長が法第79条第3項の規定に基づき開票管理者に充てられたことについても、町委員会が同条第1項の規定に基づき本件選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことを議決し、同条第2項により本件選挙の告示日にその旨を告示しているから、違法な点は認められない。

(2) 選挙立会人の選任

選挙立会人の選任については、法第76条で準用する法第62条の規定に基づき一連の手続きが適法に行われ、本件選挙の選挙権を有する者であって、候補者ではない10人が選任されたものであり、違法な点は認められない。これら10人の選挙立会人が(1)に記載の告示に基づき開票立会人に充てられたことについても違法な点はない。

申立人は、小林候補及び平石候補の届出にかかる選挙立会人がそれぞれの親族であることをもって、選挙の公平性と信頼性が損なわれたと主張するが、法が定める選挙立会人の資格要件は、法第76条で準用する法第62条第1項に規定する開票立会人の資格要件と同じであり、「当該選挙の選挙権を有する者」であって同条第10項に規定する「当該選挙の公職の候補者でないこと」であるから、両候補者の親族が選任されたことをもって違法とはいえないし、町委員会において選挙立会人又は開票立会人の資格要件について特段の内規等を設けている事実も認められない。

加えて、法第76条で準用する法第62条第3項が「同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない」と規定していることから、候補者の支援者、関係者、親族などが選挙立会人になることを法が排除していないことは明らかである。

なお、開票立会人の性格については、「候補者の利益の代表及び一般選挙人の公益の代表の立場から、開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務とする」（平成25年2月28日広島高等裁判所判決）とされ、「候補者の利益代表」と「一般選挙人の公益代表」の二つの立場を有するとされている。本件選挙の選挙立会人が、開票立会人として開票事務に従事するにあたり、法が求める公益代表としての任務を誠実に遂行したかについては、次の(3)において判断する。

(3) 開票及び選挙会の事務

ア 本件選挙の開票事務は、町委員会が定めた開票事務要領に基づき、開票管理者、開票立会人10人、町職員50人により、法第79条第1項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行われた。

このうち、投票の効力の判断については、町職員が分類した有効票、無効票のすべてが開票立会人全員に順次回付され、その意見を聴取したうえで最終的に開票管理者に充てられた大野選挙長が決定している。この間、開票立会人において開票所の秩序を乱すような言動は確認されていない。選挙会においては、各候補者の得票数を計算するとともに、当選人となり得る資格要件を確認したうえで当選人が決定されている。

これら一連の手続きが適法かつ公正に行われたことは、法第79条第3項及び第83条第1項の規定により開票に関する次第及び選挙会に関する次第が記載された選挙録に、開票管理者に充てられた大野選挙長とともに、開票立会人としての任務を遂行したすべての選挙立会人が、開票結果に納得したうえで署名していることから明らかである。

したがって、本件選挙の選挙立会人は、候補者の利益代表という立場にとどまらず、一般選挙人の公益代表としての任務をも誠実に果たしたものと認められる。

イ 申立人は、「受付に職員がいないため、参観人が自由に出入りしている」「体育館の2階から開票作業を見ていた参観人がいる」「職員が持ち場を離れて怪しい動きをしている」「選挙立会人が（開票中に）場外で電話をしていた」「開票に異常に時間がかかっている」「開票職員50人が予備の投票用紙を使って用紙をすり替えているのではないか」「開票作業を録画していないため、不正が行われていないという証拠がない」として、選挙の規定に違反し、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあり、選挙は無効であると主張している。

ウ このうち、参観人に関しては、第5の1(3)エのとおり、数人の参観人が一時的に1階の参観人席ではなく開票所の2階に上がって開票事務を参観していた時間帯があったことが確認されているほか、参観人の受付場所に町職員が不在の時間帯があったことから本件選挙の選挙人でない者が参観していた可能性は否定しえず、町委員会の参観人管理にミスがあったといえるが、参観人が開票事務が行われている場所にまで立ち入るなどして開票所の秩序を乱し、開票事務に影響を及ぼすような行為に及んだ事実は認められないから、そのことをもってただちに違法とまではいえないし、開票事務の公正を損ない、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあったとはいえない。

エ 次に、町職員、選挙立会人（開票立会人）の動きに関しては、第5の1(3)イのとおり、町職員は複数の事務を分担していることから開票管理者の指示のもとで当初の持ち場を離れることがあり、職員間の雑談等は確認されているが、そのことをもって選挙の規定に違反したとはいえないし、開票事務の公正を損なうような不審な動きなどは確認されていない。

開票立会人についても、開票管理者の許可を得て一時的に離席したものであり、仮に会場外で電話をしていたとしても、それが選挙の規定に違反したとはいえないし、開票事務の公正を損なったとも考えられない。

オ 開票に長時間を要したことについては、開票立会人が、法が求める一般選挙人の公益の代表としての役割、すなわち開票事務の公正な執行の確保という任務を誠実に遂行せんとして、丁寧かつ慎重にすべての投票を確認したことによるものと認められ、開票に長時間を要したことをもって、開票事務に不審な点があったとはいえない。

カ 開票職員が投票用紙をすり替えているのではないかとの点について、申立人はその主張を裏付ける具体的事実をなんら示していない。また、第5の1(3)オのとおり、投票に使用された投票用紙はもとより、未使用の投票用紙についても厳重に管理されており、未使用の投票用紙が外部に流出した形跡は認められない。

さらに、開票所には、町職員のほか、開票管理者、開票立会人をはじめ参観人などが開票事務を見守っており、警察官も配置されている。こうした衆人環視のもとで、投票用紙のすり替えが行われたとはおよそ考えられない。

キ 開票事務の録画については、法によって義務付けられてはいない。法は、開票管理者、開票立会人、参観人などの監視のもとで開票事務が行なわれることによって、その公正な執行が担保されることを期待しているのであって、上述のとおり、本件選挙の開票事務は適法かつ公正に執行されたと認められる。

(4) 選挙の効力について

法第205条第1項は「選挙の規定に違反することがあるときは、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、その選挙の全部又は一部の無効を裁決しなければならない」と規定し、同項にいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」を指すものと判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあること」とは、当該選挙の管理執行の手續に規定違反がなかったならば、選挙の結果につきあるいは異なった結果を生じたかも知れないと考えられる場合をいうものと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所判決）。

先に判断したとおり、本件選挙においては、選挙長及び選挙立会人の選任、開票事務、当選人の決定などの一連の手續きは適法かつ公正に執行されており、選挙の規定に違反する事実は認められないから、本件選挙を無効とする理由はない。

(5) 小林候補及び平石候補の当選の効力について

当選無効に関する争訟における当選無効原因について、法に明文の規定はないが、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手續の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当」と判示されている（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）。

先に判断したとおり、本件選挙において当選人を決定した選挙会の構成や一連の決定手續きに違法な点はなく、小林候補及び平石候補は当選人となり得る資格を有しており、各候補者の得票数に異動が生じる事情等も認められないから、小林候補及び平石候補の当選を無効とする理由はない。

第6 結論

以上のとおり、申立人が主張する本件選挙の無効、小林候補及び平石候補の当選の無効には、いずれも理由がない。

よって、県委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8（2026）年7月22日

栃木県選挙管理委員会

委員長 金 田 尊 男

委 員 青 田 賢 之

委 員 松 永 安優美

委 員 杉 田 明 子

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服がある者は、県委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。